

ホームヘルパーステーションあおやぎ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人さわらび会が開設するホームヘルパーステーションあおやぎ(以下「事業所」という。)が行う介護保険法に基づく第1号訪問事業サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援状態にある高齢者及び事業対象者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を目的として、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ホームヘルパーステーションあおやぎ
- 二 所在地 高知市五台山 3780 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 介護福祉士或いは実務者研修課程修了者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する第1号訪問事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 2.5名以上(初任者研修課程以上修了者)
訪問介護員等は、第1号訪問事業の提供に当たる。
- 四 事務職員 1名(兼務)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12/31～1/2 までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 併設施設の電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(第1号訪問事業の内容)

第6条 第1号訪問事業の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護に関すること
 - ア. 食事の介護
 - イ. 排泄の介護

- ウ. 衣類着脱の介護
- エ. 入浴の介護
- オ. 身体の清拭、洗髪
- カ. 通院の介助その他必要な身体の介護

二 生活援助に関すること

- ア. 調理
- イ. 衣類の洗濯、補修
- ウ. 住居等の掃除、整理整頓
- エ. 生活必需品の買物
- オ. 関係機関等の連絡
- カ. その他必要な家事

三 相談、助言に関すること

- ア. 生活、身上、介護に関する相談、助言
- イ. 住宅改良に関する相談、助言
- ウ. その他必要な相談、助言

- 2 第1号訪問事業の提供に当たっては、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、第1号訪問事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防訪問介護計画を作成し、その計画に基づき利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 3 第1号訪問事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 第1号訪問事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 5 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握を努め、利用者又はその家族に対し適切な相談及び助言を行う。

(利用料等)

第7条 第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準又は各保険者が定める額によるものとし、当該第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、原則利用料のうち各利用料の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、第1号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生防止の取組)

第9条 事業所は、事故の発生防止又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 事故発生防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- 二 事故発生防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、事故発生防止のための研修会を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 利用者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 3 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、高知市、南国市とする。

(虐待防止の取組)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
 - 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族又は現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束廃止の取組)

第 13 条 事業所は、施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
- 一 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - 二 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録する。
 - 三 利用者又はその家族等に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(衛生管理等)

第 14 条 業務の実施にあたり、必要な備品については、利用者宅にある備品を使用する。

2 利用者宅における備品の管理については、衛生面を考慮し、清潔な状態で使用するとともに、使用後も清潔な状態を保つようにする。

(感染予防の取組)

第 15 条 事業所は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修等を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な

言動又は優位的な関係（上司、利用者、家族等）を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するためのハラスメント防止規程等の必要な措置を講じる。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人さわらび会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 1.この改正は、平成 20 年 7 月 4 日から施行する。
- 2.この改正は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
- 3.この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 4.この改正は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- 5.この改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 6.この改正は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
- 7.この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 8.この改正は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 9.この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。